

社会福祉法人 弘前乳児院 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 弘前乳児院（以下「当法人」という）定款第8条および定款第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬について定めるものとする。

(報酬の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬を支給する。ただし、施設定員（暫定定員）の減により、措置費等の著しい減収となった時、その支給が困難となった時には支給しないこともある。

- (1) 常勤役員については、報酬を支給する。
- (2) 非常勤役員等については、報酬を支給しないこととし、法人業務を行う場合に別表2のとおり、費用を弁償する。ただし、交通費の実費が次の費用弁償額を超える場合は、旅費規程に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。

(常勤役員の報酬の算定方法)

第3条 常勤役員に対する報酬の額は、別表第1に定める額とする。

(非常勤役員等の報酬の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬の額は、次の各号による報酬の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第2に定める額
- (2) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第5条 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規定に基づく役員報酬は支給しないものとする。

(報酬の支給方法)

第6条 常勤役員に対する報酬の支給時期は、毎月末日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、前日及び前々日に繰上げて支払うものとする。

- 2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。
- 3 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬の日割り計算)

第7条 新たに常勤役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の途中における就任、退任、又は、解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50円未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50円以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第9条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第三項に定める報酬の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第11条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成29年4月1日より施行する。

別表 1 (常勤役員の報酬)

役職名	報酬の額
理事長	月額 200,000 円

別表 2 (非常勤役員等の費用弁償)

(1) 評議員

	日 額
評議員会等会議への出席	5,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	3,000 円

(2) 理事

	日 額
理事会等会議への出席	5,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	3,000 円

(3) 監事

	日 額
監事監査等への出席	5,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	3,000 円